

京都市職員共済組合規程第1号

京都市職員共済組合貸付規程（昭和39年6月30日組合規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

京都市職員共済組合  
理事長 藤田 洋史

第1条中「第44条第3号」を「第45条第2号」に、第7条中「法第77条第4項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）」を「基準利率（法第77条第4項に規定する基準利率から法第113条第1項の規定により行われた令和5年度財政再計算の結果に基づき積立剰余を財源として加算している率を除いた率。以下同じ。）」に改める。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、改正後の京都市職員共済組合貸付規程の規定は令和6年10月1日から適用する。

(行財政局人事部厚生課)